

# 群馬県警察災害対策検討委員会設置運営要綱の制定について（例規通達）

平成 24 年 1 月 24 日

群本例規第 1 号（備二）警察本部長

〔沿革〕

平成 24 年 6 月群本例規第 17 号（備二）改正

大規模災害に対する諸対策を検討するため、群馬県警察災害対策検討委員会設置運営要綱を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察大規模地震対策検討委員会設置運営要綱の制定について（平成 7 年群本例規第 2 号）は、廃止する。

## 別添

### 群馬県警察災害対策検討委員会設置運営要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、群馬県警察災害対策検討委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置

警察本部に群馬県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 3 任務

委員会は、東日本大震災への対応で得た反省・教訓事項を整理するとともに、この反省・教訓事項や国、県及び警察庁で策定される災害対策の各種方針を踏まえ、群馬県警察における災害対策の見直しを幅広く検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

#### 4 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警備部危機管理対策統括官
委員	警務部長
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	情報通信部長

#### 5 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主宰する。

- (2) 委員長に事故がある場合は、副委員長が委員長の職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## 6 幹事会の設置等

- (1) 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、災害対策に関する企画立案及び総合調整を行い、群馬県警察における諸対策の推進を図るため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部危機管理対策統括官  
副幹事長 警備部警備第二課危機管理対策室長  
幹 事 警務部総務企画課長  
警務部警務課長  
警務部会計課長  
警務部厚生課長  
警務部留置管理課長  
生活安全部生活安全企画課長  
地域部地域課長  
地域部通信指令課長  
刑事部刑事企画課長  
刑事部捜査第一課長  
刑事部組織犯罪対策第一課長  
交通部交通企画課長  
交通部交通指導課長  
交通部交通規制課長  
警備部警備第一課長  
警備部警備第二課長  
警備部外事課長  
警備部機動隊長  
警察学校長  
情報通信部通信庶務課長  
情報通信部機動通信課長

- (3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

## 7 連絡室の設置等

- (1) 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。
- (2) 連絡室は、室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室 長 警備部警備第二課危機管理対策室長

室 員 本部各所属の次席（副隊長及び副校長を含む。）又は課長補佐の職にある

者若しくはこれに準ずる者のうち、室長が指定する者

(3) 委員会の運営に関する要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

8 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部警備第二課危機管理対策室において処理する。